

定 款

特定非営利活動法人

おひさまくらぶ

これは定款である
代表理事 近藤 明美

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人おひさまくらぶ（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、たすけあいの精神に基づいた福祉サービスを、受け手と担い手が共に協力し合って行い、その活動をもとに、誰もが安心してその人らしく暮らしていける豊かな地域社会を創設することにより、福祉の増進に努めることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 宅老所及び在宅福祉サービスに関する事業
- (2) 「介護保険法」に基づく事業
- (3) グループホームに関する事業
- (4) 学校教育関係機関との連携事業
- (5) 他機関の福祉関連事業との連携事業
- (6) 他の市民組織との連携事業
- (7) 社会福祉に関する調査、研修、啓発等の事業
- (8) 福祉オンブズマンに関する事業
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の2種類とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人および、団体。

(入退会)

第7条 本会の目的に賛同し、総会において別に定める会費を納入すれば、誰でも会員となることができる。

2 正会員になろうとする者は、代表が別に定める申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、それを認めなければならない。

3 代表は、前項の者を正会員として認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、本会を政治、宗教その他営利目的に利用してはならない。

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令またはこの定款等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第11条 既に納入された会費及びその他の金品は返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事 3人以上10人以内

監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表、2人以内を副代表とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は代表を補佐し、代表に事故がある時又は代表が欠けた時は、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁解の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は、理事会の決議により、有給とすることができ、その他の役員は、無給とする。

2 前項の有給の役員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併及び解散
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決または委任した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項及び第 42 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 31 条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があった場合は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理及び経費)

第 37 条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表が別に定める。

2 本会の運営経費は、資産をもって賄うものとする。

(会計の原則)

第 38 条 本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 39 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合には所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第43条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定された、特定非営利活動法人、公益社団法人または、公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、本会の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本会が法人として成立した日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	近藤 明美	理事	井上 博文
副代表	深見 道子	同	近藤 伸一
理事	川島 孝一郎	監事	吉田 則枝
同	三瓶 久子		
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第7条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	年額 10,000 円
賛助会員	年額 (1口) 3,000 円
- 7 本会の設立母体となった「デイホーム おひさまくらぶ」の事業等の残務は、本会が引き継ぐものとする。

附則

この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。